

重要伝統的建造物群保存地区の 災害復旧工事補助率の引上げについて

2024.07発行

重要伝統的建造物群保存地区内のまちなみを維持・継承するため
令和6年能登半島地震による被害を受けた建造物等の
復旧工事費に対する補助率を上げました。

■ 対象建造物等と補助率

○被害を受けた部分を同じ仕様で復旧する工事が対象です。

対象建造物等	対象工事部分	従来の補助率	復旧工事の補助率の引上	限度額 (従来の制度と同額)
伝統的建造物 ※1	建築物の屋根・ 外観・構造材	80%	➡ 90%	1500万円
	工作物（土塀・ 石積・板塀など）	80%	➡ 90%	なし
その他の建造物 ※2	建築物の屋根・外観	70%	➡ 80%	700万円
	工作物（土塀・ 石積・板塀など）	70%	➡ 80%	なし
環境物件 ※1	復旧	80%	➡ 90%	なし
環境物件に類する 物件	修景	80%	➡ 90%	なし

※1 「伝統的建造物」「環境物件」に指定されているかどうかは、各地区の保存計画（市HPに掲載）で確認できます。

※2 伝統的な仕様で既に外観が整っている、又はこれから整うものに限る

【補助率の引上対象とならない工事】

- 建築物の内装修繕工事
- 公共空間等から見えない部分の外観工事
- 伝統的な外観でない建造物の工事
（金属板の外壁、アルミフェンス、RC擁壁など）
- 鳥居、灯籠、墓石など

- 既に着手した工事
- 地震で被災した部分でない工事
- 地震前と別の仕様で修理する工事

災害復旧補助制度を利用したいとお考えの方は、
令和6年10月31日までにご相談下さい。

■ ご相談にあたって

【受付期間】

令和6年10月31日（木）までに下記連絡先までご連絡下さい。

※自費や保険対応で工事を行う方は、連絡は不要ですが、現状変更許可申請の手続きが必要な場合があります。

【お問い合わせ先】

金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課
金沢市広坂1丁目1番1号 第一本庁舎3階
TEL : 076-220-2208
E-mail : rekishitoshi@city.kanazawa.lg.jp

直接、歴史都市推進課の窓口に
写真等を持参していただくと
より具体的な相談ができます。

【お聞かせいただきたい内容】

- 伝建地区の名称と所在地
- 被災した部分 …例) 正面の外壁の漆喰が剥落した。土塀の屋根瓦が落下した。
- どのような工事内容か。
- いつ頃に工事に着手したいか。
- 施工業者を決めているか。
- 施工業者の見積もりの有無と工事金額

通常の補助制度は、これまで通り実施しておりますので、随時お問い合わせ下さい。

災害復旧補助制度のQ&A

Q1. 一般住宅の屋根が被災したけど、災害復旧補助制度の対象になるの？

伝統的建造物に指定されていない建物で、下見板や漆喰壁、木製建具などの伝統的な外観でない建物（サイディングや鉄板、吹き付けリシン、アルミサッシ等の外観）は災害復旧補助制度の対象外です。建物全体を伝統的な外観にする場合は、被災部分と併せて、通常の補助制度が利用できる場合があります。建物全体の工事をお考えの方は、ご相談ください。

Q2. 災害復旧補助制度はいつまで利用できるの？

令和11年3月31日までに完了する工事が対象となります。大規模な被害により、複数年の工事を予定している場合は、令和11年3月に工事が終わるようにスケジュールを立てる必要があります。

Q3. すぐに補助金がもらえるの？

ご連絡をいただいた後、補助条件に合致するかどうかの確認、文化庁への申請や現地確認、予算の確保等を行った上で、工事着手が可能となりますので、事前に一定の期間が必要となります。また、補助金は工事完了後に交付されます。補助金交付までの具体的なスケジュールは、市職員と協議をしながら決めていきます。

Q4. 連絡が10月31日を過ぎたら災害復旧補助制度の対象にならないの？

補助率が引き上がる災害復旧補助制度は、被害確認期間と工事期間が定められています。市職員が期間内に現地確認させていただく必要がありますので、必ず10月31日までにご連絡下さい。連絡が遅れた場合は、通常の補助制度のご案内となります。